

平成26年度 総務文教常任委員会 行政視察報告書

1、期日 平成26年10月21日(火) 15時00分～17時00分

2、視察を行った者

城山雅朗、田代和誠、新原善信、井上勝彦、立山 稔、後藤理恵

3、視察地

北海道 苫小牧市 (概要)人口 174,198 人 面積 561,61 km<sup>2</sup>

4、視察事項

「市民参加条例」について

5、視察内容

(1) 苫小牧市市民参加条例の構成について

第1章から第4章までの20条で構成されている

①市民参加の実施主体 (条例第2条第2号、第4条)

市長その他の執行機関・議会・市民

②市民参加の主体 (条例第2条第1号)

市民の権利を保証する手続ということから市民・在勤学者・法人

(広すぎるとの声もあるがまちづくりは幅広い方の関わりが必要であるため自治基本条例同様このような主体としている)

③市民参加の実施時期 (条例第4条)

政策立案時期とし事前に手続が必要 (市民参加手続きは、市の広報紙に掲載)

④市民参加の対象事項 (条例第5条)

※資料参照

⑤議会における市民参加の対象事項

※資料参照 (市民参加対象事項の①・②を想定)

⑥市民参加手続 (条例第4条)

政策形成手続と市民意見提出手続 (パブリックコメント) の両方を行わなくてはならない

⑦市民政策提案制度 (条例第17条)

市政全般に寄せられる苦情や要望とは異なり、具体的な政策提案（個人的な内容は受付けない） 18歳以上の市民10人以上が必要

(2) 苫小牧市市民参加条例の規定事項の特徴

一定の政策立案について市民参加を義務付け

自治基本条例の観点から議会、市民、市長をまちづくりの主体としている

※過去3件

1、苫小牧市市民参加条例の構成

※資料参照

2、苫小牧市市民参加条例制定までの経過について

①まちづくり基本条例等検討懇話会の提言（平成17年6月29日）

・まちづくり基本条例のあり方を検討する懇話会（10名で構成）

②苫小牧市自治基本条例の施行（平成19年4月1日）

③市民参加条例制定に向けた取組

・市民参加フォーラム「市民自治によるまちづくりのために」開催（意識啓発）

・市民参加を考える市民ワークショップの開催（市民意見の集約）

④行政素案の取りまとめ・公開

素案公表（市議会）

⑤苫小牧市市民参加条例案の議会提案及び議決（平成20年9月）

⑥参考：苫小牧市市民参加条例 施行記念事業（平成21年）

施行後は広報に力を入れる

3、政策形成手続（審議会等・市民会議・公聴会・意見交換会等）

実施状況（平成25年度）合計17件

4、市民からの意見募集（市民意見提出手続・意見公募手続・任意）

実施状況（平成25年度）合計20件

5、市民政策提案制度について

具体的な政策で組織的に検討・吟味され18歳以上の市民10名以上の署名が必須

6、協働実施事業

実施状況（平成25年度）

【質疑応答】（主なもの）

- ・ 市民参加の対象事項の決定方法  
市の対象部局で判断している
- ・ 市民の直接参加による手続きの煩雑化の懸念  
実際煩雑になっている事例がある
- ・ 議会との関わり方  
行政素案作成に役立てるためのもので、議会が市民との意見交換などは行って  
いない
- ・ 市民要望の集約（区長制度等）は  
区長制度は無く、地区制度を活用（年に1回市長による公聴会あり）
- ・ 市民が参加しやすい工夫  
HPや広報をフル活用している
- ・ 条例制定前と後でどのように変わったのか  
機会を作ることに對しては評価を頂いていると思っています
- ・ 今後の市民提案の活発化をどのようにすすめていくのか  
今までは周知に力を入れてきたところがあり、今ある制度を市民が活用しやす  
いよう改善していきたいと考えている（同じような制度統合等）
- ・ 市民政策提案制度と協働事業との整合性  
大きな政策提案なので、協働事業の提案もありうる
- ・ 現在、提案が3件とのことですが、精査はどのようにしているのか  
団体要望が出てきた時の精査がかなり難しいという問題点がある
- ・ 市民オンブズマンとの関係性  
今のところ問題はないが、幅広く意見を行くことに重きをおいているので問題  
はないと思います
- ・ 市民会議の主体は  
市からの提案で市民からの発案は今のところありません。
- ・ 審議会に議員の参加はあるのか  
通常、市職員と議員の参加はありません

・今後の課題は

運用について改善が必要ではないかと考えています

【参考資料】

- 苫小牧市市民参加条例の構成
- 苫小牧市市民参加条例「運用の手引き」
- 「さんかく長屋瓦版」（苫小牧市市民参加条例）

市の広報誌の連載記事のまとめ

- 協働ガイドライン

## 平成26年度 総務文教常任委員会 行政視察報告書

1、期日 平成26年10月22日(水) 13時30分～15時30分

2、視察を行った者

城山雅朗、田代和誠、新原善信、井上勝彦、立山 稔、後藤理恵

3、視察地

北海道 滝川市 (概要)人口 42,029人 面積 115,83km<sup>2</sup>

4、視察事項

「心の教育推進事業」について

5、研修内容

(1) 施策の背景

滝川市において、平成17年9月9日に小学6年生女子児童が遺書7通を残し教室で自殺を図った。女子児童は平成18年1月6日に死亡。教育委員会は当初から「暴力的・精神的ないじめが継続的に行われていたという事実は把握できていない」と発表していたが、1年以上経過した10月5日になって漸く「児童が残した遺書の内容を踏まえ、いじめである」と発表した。この事を受けて、「やさしいまちづくり」を築く上で地域社会における教育が果たしていく役割を今一度見つめ直すために、心の教育推進プランが策定された。

(2) 施策の主題(目的)

「向かい合う心」を育み、いじめのない社会を作ること。

(3) 施策の推進内容

心の教育を推進するに当たり、「緊急プログラム・中期的プログラム・長期的プログラム」の三段階に分けてプログラムを推進した。

①緊急プログラムについて

●相談体制の強化

- ・いじめ相談電話、メール解説
- ・小学校スクールカウンセラーの配置
- ・教育相談員の配置 (現在は学びサポーター)
- ・いじめアンケート調査

●いじめ根絶のための啓発活動

- ・いじめ防止啓発資料の作成
- ・いじめ標語・シンボルマーク、相談電話カード等による啓発

●教職員研修会の実施

- ・教師向け指導資料の配布
- ・カウンセリング研修会の実施

●教育委員会の情報提供の充実

- ・教育委員協議会の設置
- ・いじめ認知、不登校状況の例月報告の実施

## ②中期的プログラムについて

いじめ根絶に向けた取り組みと道徳教育などを焦点にした分析と検証を市民参加のもと、改革と行動プログラムに生かすマニュアル等の作成。

### ・いじめ対策緊急実践事業

いじめに対応する校内システムの構築→「いじめ問題指導マニュアル」

### ・児童生徒の心に響く道徳事業実践事業

道徳教育実践発表会の開催や実践報告書・指導案集の発刊

## ③長期的プログラムについて

学校・家庭・地域が連携しながら生命を尊重する心・他人を思いやる心・責任を持つ心・感動する心・認め合う心・伝え合う心・自立した心を育みそうした人々が暮らす地域社会を目指す。

## (4) 施策の現状

### ●相談体制の充実

①いじめ相談電話・メール（24時間対応）

②小学校スクールカウンセラーの配置

③教育相談員の配置（現学びサポーター）

④いじめアンケート調査の定期的な実施

### ●児童生徒理解のための施策

①小学校3・4年生35人学級

②スクールソーシャルワーカーの配置

③適応指導教室事業の充実

### ●特別支援教育の充実

①通級指導教室の拡充 小学校3校・中学校1校

②「個別の教育支援計画」の引継ぎ連携

### ●教育委員会・事務局の機能強化

①いじめ・不登校状況の例月報告の実施

②指導主事の2名配置

③教育委員・指導主事の学校訪問の拡充

## (5) 施策の効果

### ①いじめの認知件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	13	4	2
中学校	6	5	5
計	19	9	7

表で見るように小中学校ともいじめの認知件数は減っており、小中学校合わせて2,900人余りの児童生徒数からみるとその割合は微小となっている。ま

た小中学校での不登校理由調査においても「いじめ」がきっかけになったとの状況はなく施策の効果が表れている。

#### 6、施策の課題

いじめアンケートに基づいて、個別対応の仕方が難しくなっていることや少人数学級推進における予算と教員確保等が今後の課題とのことであった。また子どもが「いじめ」と感じたら「いじめ」だと定義されたが、滝川市ではその背景等もしっかり調査を行なった上で認知している。それでも最終的に「いじめ」と判断する事の難しさは感じるとの事であった。

#### 7、視察後の取り組み

今後委員会としては、担当課に対する研修報告並びに当市の「いじめ」に対する取り組みについて協議すると共に、スクールソーシャルワーカーに対する聞き取りやPTA組織との意見交換を行う予定である。

以上